

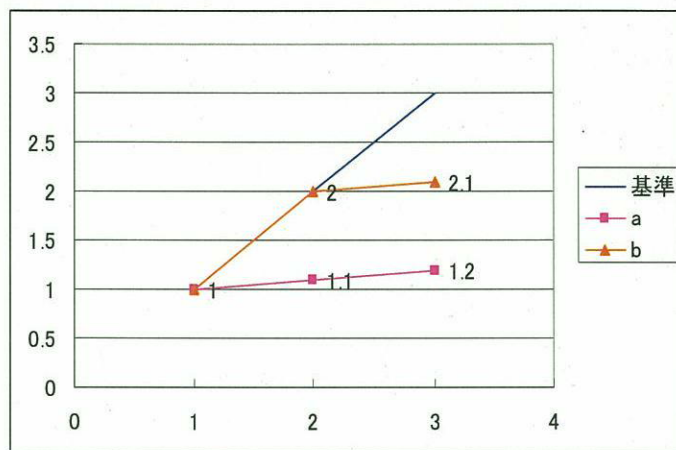
(注) 薬効分類

112：催眠鎮静剤、抗不安剤、113：抗てんかん剤、114：解熱鎮痛消炎剤、116：抗パーキンソン剤、117：精神神経用剤、
 119：その他の中枢神経用薬、211：強心剤、212：不整脈用剤、213：利尿剤、214：血圧降下剤、216：血管収縮剤、217：血管拡張剤、
 218：高脂血症用剤、225：気管支拡張剤、232：消化性潰瘍用剤、243：甲状腺、副甲状腺ホルモン剤、245：副腎ホルモン剤、
 259：その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬、311：ビタミンA及びD剤、396：糖尿病用剤、399：他に分類されない代謝性医薬品、
 449：その他のアレルギー用薬、613：主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの、
 614：グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの、625：抗ウイルス剤

<別紙>

条件		定義
該当条件 1	規格間の含量に対する価格の傾斜	2 規格間の価格の傾斜（価格比－1）／（含量比－1）の絶対値が0.1以下のものをフラットプライスとする。
該当条件 2	含量規格が3規格以上ある場合	2規格の間で該当条件1によりフラットプライスとなっている組合せが一つでも含まれていればフラットプライスとする。

本研究におけるフラットプライスの定義



フラットプライスの例示

X軸を含量、Y軸を最低含量の価格に対する規格ごとの価格比としてグラフ化したもの。価格が含量に比例する場合、bは含量1と含量2の間では、価格が含量に比例しているが、含量2と含量3の間で、傾斜が0.1以下であるため、bもフラットプライスに該当する。